

活動重点日

9月21日(月) 横断歩道おもいやりの日
 9月24日(木) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
 9月25日(金) 飲酒運転根絶の日
 9月28日(月) 自転車安全利用の日
 9月29日(火) 高齢者交通安全呼び掛けの日
 9月30日(水) 交通事故死ゼロを目指す日(全国指定日)



富山県警察からのお知らせ



主催：富山県警察 協賛：富山県交通安全協会

県警察では、県民の皆様から「自転車の安全利用」に関する動画を募集しています。応募方法などは、富山県警察のホームページをご覧ください。



警察庁・都道府県警察

令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられています。引き下げられる道路は、主に地域住民の日常生活に利用される中央線等がない道路(＝生活道路)です。特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げられますので、より一層安全運転を心掛けましょう!

富山県では10月1日(木)から自転車損害賠償保険等※への加入が義務化されます!

※自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を補償することができる保険又は共済(自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる「TS マーク」も該当します。)

【加入義務対象】

- 自転車利用者(未成年者の場合は保護者)
- 事業活動において自転車を利用する事業者
- 自転車貸付事業者



すでに加入されている火災保険や自動車保険の特約でカバーできる場合があります。まずはご自身の保険加入状況を確認しましょう! 加入状況チェックシートや自転車損害賠償保険の種類など、詳しい情報は県ホームページをご覧ください。



富山県ホームページ

令和8年

秋の全国交通安全運動

富山県推進要綱

期間 9月21日(月)～9月30日(水)

スローガン ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪



運動重点

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

富山県交通対策協議会

富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

重点① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

1 歩行者の交通ルールの理解・遵守等の徹底

- ① 歩行者事故の実態の周知と歩行者の交通ルール遵守の徹底
- ② 歩きスマホの危険性の周知とハンドサインの実践
- ③ 世代別の交通事故の特徴を踏まえた安全教育



2 歩行者の交通事故防止対策

- ① LEDライトや反射材等の視覚効果等の周知と自発的な着用の広報啓発
- ② 『生活道路は人が優先』の意識浸透に向け
 - ・『ゾーン30プラス』の整備
 - ・『本年9月1日施行の生活道路の法定速度30km/h』の周知
- ③ 通学路等の見守り活動と通学路交通安全プログラム等に基づく点検対策
- ④ 道路上の不法占用物件の排除や道路の適正利用に関する周知



重点② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

1 夕暮れ時の交通事故防止対策

- ① 薄暮時間帯からの死亡事故の特徴を踏まえた運転時の注意喚起
- ② 早めのライト点灯と被迷惑者のいない場合の上向きライトの活用



2 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ① 歩行者優先意識の徹底と『思いやり・ゆずり合い』意識醸成の安全教育
- ② 横断歩道通過時の義務の遵守



3 飲酒運転の根絶

- ① 『飲酒運転を許さない社会環境』の醸成
- ② 各種事業所における運転者へのアルコール検知検査等の徹底
- ③ 酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準の設置等の周知



4 『ながらスマホ』の根絶

- ① 運転中のスマホ等の通話や画像注視の危険性の広報啓発
- ② 業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育



5 妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

- ① 『思いやり・ゆずり合い』運転の必要性に関する広報啓発
- ② ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発
- ③ 『白タク等は道路運送法等違反』になる旨の広報啓発活動



6 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ① シートベルト・チャイルドシートの義務と必要性、正しい着用・取付に関する広報啓発
- ② 適切に着用できない6歳以上のこどものチャイルドシート使用に関する広報啓発
- ③ 高速バス等事業者への全座席シートベルト着用徹底のに向けた指導・広報啓発

運動の進め方

各推進機関・団体等は、相互に連携を図るとともに、それぞれの家庭、地域、職場、学校等において実情に応じた活動を推進し、県民をあげての運動となるよう努める。

7 高齢運転者の交通事故防止対策

- ① 参加・体験・実践型の交通安全教育と広報啓発活動の推進
- ② 『安全運転サポート車の普及』と『サポートカー限定免許制度』に関する広報啓発
- ③ 運転に不安のある高齢運転者等への各種施策の周知と促進
 - ・安全運転相談窓口と各種支援施策
 - ・運転免許証の自主返納



8 外国人運転者の交通事故防止対策

- ① 日本の交通ルールやマナーに関する安全教育
- ② 日本語学校や外国人労働者を雇用する使用者等による安全教育

9 二輪車の運転者に対する広報啓発

- ① 二輪車の特性、ヘルメット・プロテクター等による被害軽減効果の広報啓発
- ② 『ペダル付き電動バイクは、一般原動機付自転車』であること等の広報啓発



重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

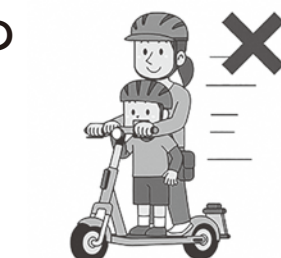
1 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- ① 『自転車安全利用五則』や『自転車ルールブック』を活用した交通ルールの周知
- ② 乗車用ヘルメット着用の必要性和被害軽減効果に関する理解の促進
- ③ 早めのライト点灯と反射材用品等の取付促進
- ④ 幼児用座席利用時の安全利用に関する広報啓発
- ⑤ 定期的な点検整備の促進
- ⑥ 『本年10月1日から自転車損害賠償責任保険等に参加義務化』に関する周知



2 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

- ① 特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知
- ② 乗車用ヘルメット着用の必要性和被害軽減効果に関する理解の促進
- ③ 販売事業者等から利用者への交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組み



第12次富山県交通安全計画が策定（令和8年度～令和12年度）

交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間に県内において講ずべき交通安全に関する施策の大綱が策定されました。

○ 令和12年12月末までに達成すべき目標

交通事故死者数（24時間以内）	22人以下
事故発生件数（人身事故）	1,858件以下
負傷者数	2,108人以下
重傷者数	235人以下

県民のみなさんも目標達成に向けてご協力をお願いします！

